

行政事業レビューシート (環境省)

予算事業名	水俣病対策地方債償還費	事業開始年度	平成12年度	作成責任者		
担当部局庁	環境保健部	担当課室	特殊疾病対策室	椎葉室長		
会計区分	一般会計	上位政策	環境保健対策の推進			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	平成12年度以降におけるチツソ株式会社に対する支援措置について(平成12年2月8日閣議了解)	関係する計画、通知等	水俣病対策地方債償還費補助金交付要綱			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	熊本県が、水俣湾公害防止事業費のうちチツソ株式会社の負担金に係る地方債(ヘドロ立替債)、水俣病患者への補償に係る地方債(患者県債)及び財団法人水俣・芦北振興基金に対する貸付に係る地方債(設備県債)の元利償還に支障をきたさぬよう当該元利償還費の一部を補助することにより、水俣病対策の推進を図ることを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	熊本県が、ヘドロ立替債、患者県債及び設備県債の元利償還に支障をきたさぬよう、平成20年12月24日チツソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議申合せ『平成12年度以降におけるチツソ株式会社に対する支援措置について』(平成12年2月8日閣議了解)の実施についてで決定された算定式により、チツソ(株)が返済することが可能な範囲について求め、当該県債の元利償還のうちチツソ(株)に対する支払猶予等相当額の4/5を国が補助する。					
実施状況	21年度実施状況:【水俣病対策地方債償還費補助金】熊本県に、4,367百万円を補助している。補助率:4/5					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	3,857	4,294	4,367	4,475	4,737
	執行額	3,857	4,294	4,367		
	執行率	100%	100%	100%		
	総事業費(執行ベース)	4,821	5,368	5,459		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	平成20年12月24日チツソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議申合せで決定された算定式により、前年度経常利益・補償額等をもとに計算するものであり、関係省庁との連絡会議により金額を確認したうえで交付決定をしている。また、支出先の熊本県においても、県債の償還に支出されていることを実績報告書で確認している。				
	見直しの余地	平成12年2月8日閣議了解において、熊本県は、チツソによる患者補償を最優先させるため、チツソへの貸付金の返済猶予等を行うこととしており、平成20年12月24日チツソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議申合せで決定された算定式に基づき、国が県債償還の不足分を熊本県に補助する本事業を引き続き行う必要がある。				
予算・監視・所効見率	<p>現状維持</p> <p>(水俣病対策地方債償還の現状に配慮しつつ、適切に執行すること。)</p>					
補記						

環境省
4,367百万円

熊本県が、水俣病対策に係る地方債の元
利償還に支障をきたさぬよう、当該元利償
還費の一部を補助する事業



【水俣病対策地方債償還費補助金】

熊本県
4,367百万円

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)	A.水俣病対策地方債償還費補助金(熊本県)			E.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	患者県債の元利償還	水俣病患者への補償に係る地方債	3,237			
	ヘドロ立替債の元利償還	水俣湾公害防止事業費のうちチッソ株式会社の負担金に係る地方債	1,130			
	計		4,367			
				計		
	費目	使途	金額 (百万円)			
計		0				